

# 新型インフルエンザ対策行動計画

<各論>

**フェーズ1**

(ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つウイルスが動物に検出)

**計画と連携**

## [関係省庁間の連携]

- ・ 「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、関係省庁間の認識の共有を図る。(各省庁)

## [情報収集]

- ・ 国内外の情報を収集する。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)
  - 情報収集源
    - ✓ 世界保健機関 (WHO)、国際獣疫事務局 (OIE)、国連食糧農業機関 (FAO)
    - ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
    - ✓ 独立行政法人動物衛生研究所
    - ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
    - ✓ 在外公館等
- ・ 各種ガイドラインの作成及び見直しを行う。(厚生労働省、各省庁)

## [国際間の連携 (協力・協調)]

- ・ 研究者、医療関係者、動物衛生専門家、保健担当行政官の海外における人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修を行う。(外務省、厚生労働省、農林水産省、関係省庁)

**サーベイランス**

- ・ ヒトで毎年冬季に流行するインフルエンザ (5 類感染症) について、約 5,000 の医療機関 (指定届出機関) における発生動向の週毎の把握。うち、約 10% の 500 機関において、ウイルスの亜型などについて病原体サーベイランスを実施する。(厚生労働省)
- ・ インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数を把握する。(厚生労働省)

- ・ 家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。(農林水産省、厚生労働省)
- ・ 日本に飛来する渡り鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有調査を実施する。(環境省)
- ・ 各国のサーベイランス体制の強化に協力する。(外務省、関係省庁)

## 予防と封じ込め

### [家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 家きん疾病小委員会において防疫対策を検討するとともに、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針を策定し、対応する。(農林水産省)
- ・ 万一の発生に備え、迅速な措置が講じられるよう都道府県及び関係機関と協力し、防疫演習を実施する。(農林水産省)
- ・ 防疫対策として必要となる資材(インフルエンザ迅速診断キット、マスク等)、一般国民の需要急増が予測される衛生資材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。(農林水産省、厚生労働省)
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となる事態に備えて、緊急接種用の家きん用のワクチンを備蓄する。(農林水産省)
- ・ 感染国各国の現地における封じ込めへの協力を行う。(外務省、関係省庁)

## 抗インフルエンザウイルス薬

### [科学的知見の収集・整理・分析]

- ・ 既存の抗インフルエンザウイルス薬の有効性やウイルスの薬剤耐性などに関する研究を実施する。(厚生労働省)
- ・ 既存の抗インフルエンザウイルス薬の安全性を評価する。(厚生労働省)
- ・ インフルエンザ迅速診断キットや抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を医療機関に周知する。(厚生労働省)

## [パンデミック時の流通体制の確保]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、効果的に供給される体制を構築する。(厚生労働省)

## ワクチン

## [技術開発の促進]

- ・ 新型インフルエンザに対する有効なワクチン開発やワクチン開発基盤技術の開発を促進する。(厚生労働省)
- ・ 毎年冬季に流行するインフルエンザ用ワクチンの接種に関する情報を提供する。(厚生労働省)
- ・ ワクチン接種の需要が増大した場合に、迅速に接種できるための新投与方法に係る必要な技術開発・導入の可能性を検討する。(厚生労働省)
- ・ ワクチン製造用株の作成と製造業者への供給体制を、政府、国内研究機関及び製造業者の連携を通じて確立する。(厚生労働省)
- ・ ワクチンの抗原量を減少させても有効性が期待できる製剤等、接種対象人数を増大できる技術の開発及び増殖性のよいウイルスの開発による生産性の向上を促進する。(厚生労働省)

## [接種体制に関する基本方針策定]

- ・ 実施に関する各省庁・自治体間の協力・調整のフレームワークの作成、ワクチン接種準備を行う。(厚生労働省)

## [接種体制] (厚生労働省)

- 接種の実施基本案作成 (運営組織構成、接種場所 (各職場、居住地域、他)、必要な実施施設・人員の推定、ワクチンの流通・保管・警備計画)
- 接種実施医療機関・施設の選択基準検討
- 接種の実施の際の職域・地域における人材の登録制度の設立検討
- 集団予防接種関連機材の確認、生産状況の把握と増産可能性の検討
- 使用した接種器具の回収・保管・廃棄方法の検討、現在の能力の評価と強化方法の検討

## [国際間の連携（協力・協調）]

- ・ 動物間のインフルエンザ流行国等との情報の交換を促進する。（厚生労働省）
- ・ ワクチンの有効性、安全性のモニタリングについてのWHO等を通じた共通の指標の作成に協力する。（厚生労働省）

---

**医療**

---

- ・ 都道府県に対し、感染症指定医療機関の整備を進めるよう要請する。（厚生労働省）

---

**情報提供・共有**

---

- ・ 国内外のネットワーク等のうち、情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。（厚生労働省、農林水産省）
  - 政府広報
  - 関係機関のホームページ、メディア
  - 関係団体：医師会、学会、獣医師会等
- ・ 国内外の情報について共有する。（厚生労働省、農林水産省、外務省）
  - 情報収集源
    - ✓ WHO、OIE、FAO、その他国際組織
    - ✓ 在外公館

## フェーズ2A

(ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出)

### —国内非発生—

※フェーズ1の対策を継続・強化

## 計画と連携

### [関係省庁間の連携]

- ・ 「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、関係省庁間の認識の共有を図る。(各省庁)

### [情報収集] (WHO/OIE/FAO、二国間)

- ・ 感染発生国・地域における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分析協力、情報の収集を行う。(OIEリファレンスラボラトリー等)(農林水産省、厚生労働省)

### [調査研究の推進]

- ・ 国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省)

### [国際間の連携(協力・協調)]

- ・ 研究者、医療関係者、動物衛生専門家、保健担当行政官の海外における人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修を行う。(外務省、厚生労働省、農林水産省、関係省庁)

## サーベイランス

- ・ 家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。(農林水産省、厚生労働省)
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。(農林水産省)
- ・ ヒトの高病原性鳥インフルエンザ(4類感染症)について、医師からの届出により全数把握する。(厚生労働省)

- ・ 日本に飛来する渡り鳥及び野鳥（留鳥）における鳥インフルエンザウイルス保有調査を実施する。（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省）

## 予防と封じ込め

### [出入国者等対策]

- ・ 海外渡航者に対し、海外での高病原性鳥インフルエンザ発生状況及び感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。（厚生労働省）
- ・ 発生国・地域で養鶏関係施設に立ち寄った帰国者の靴底消毒、近隣諸国で発生した場合の当該国から入国する車両の消毒等を実施する。（農林水産省）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生国の在留邦人に対し、感染予防のための注意喚起と、感染が疑われる場合の対応を周知する。（外務省）

### [家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 国内飼養家きんの発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理を徹底する。（農林水産省）
- ・ 万一の発生に備え、迅速な措置が講じられるよう都道府県及び関係機関と協力し、防疫演習を実施する。（農林水産省）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となる事態に備え、緊急接種用の家きん用のワクチンを備蓄する。（農林水産省）
- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（文部科学省、厚生労働省、農林水産省）

### [輸入動物対策]

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生国・地域からの生きた鳥類、家きん肉等の輸入を停止する。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ 輸入可能な国・地域からの鳥類・家きん肉の輸入に関しては、高病原性鳥インフルエンザに係る無病証明等を輸出国衛生証明書により確認するとともに、家きん・家きん肉は検疫を実施し、侵入を防止する。（農林水産省、厚生労働省）

## 抗インフルエンザウイルス薬

### [科学的知見の収集、整理、分析]

- ・ 発生している亜型に対して、国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬の効果や抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性について、WHO及び国際機関、関係国、学術誌等から情報を収集する。(厚生労働省)

### [抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 防疫従事者において感染が疑われる症状が出た場合には、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制を確保するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ 国内パンデミック時に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の量を試算する。(厚生労働省)

## ワクチン

### [開発・生産体制]

- ・ ワクチン製造業者とプレパンデミックワクチン生産計画を検討する。(厚生労働省)

### [生産体制]

- ・ ワクチン製造用ウイルス候補株を国立感染症研究所及びワクチン製造業者において作成する。(厚生労働省)

### [国際間の連携（協力・協調）]

- ・ ウイルス検体の、国際機関（WHO、OIEなど）や希望国への供与を考慮する。(外務省、厚生労働省)

## 医療

- ・ 都道府県に対して、地方衛生研究所における新型インフルエンザに対するPCR検査を実施する検査体制を整備するよう要請する。(厚生労働省)



## 情報提供・共有

- ・ 都道府県等との緊急情報提供システム（メールシステム、健康危機管理システム）を構築する。（定期的なシステムの機能評価を含む）（厚生労働省）
- ・ 在留邦人・海外渡航者に対して、海外での発生状況の情報提供を行う。（外務省、厚生労働省）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、国民向けに感染予防等についての情報提供を行う。（農林水産省、厚生労働省）

**フェーズ2B**

(ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出)

## —国内発生—

※フェーズ1の対策を継続・強化

**計画と連携**

## [関係省庁間の連携強化]

- ・ 「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、関係省庁における認識の共有を図るとともに、関係省庁間の連携を強化し、政府一体となった対策を推進する。(各省庁)
- ・ 特に、厚生労働省（ヒト公衆衛生部門）及び農林水産省（家畜衛生部門）の連携を強化する。(厚生労働省、農林水産省)

## [発生対応]

- ・ 国内の家きんの発生情報についてOIEへ通報する。(農林水産省)
- ・ 家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームによる防疫体制等の評価・検討を行う。(農林水産省)
- ・ 研究者、医療関係者、動物衛生専門家、保健担当行政官の海外における人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修を行う。(外務省、厚生労働省、農林水産省、関係省庁)

## [調査研究の推進]

- ・ 国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省)

**サーベイランス**

- ・ 発生事例を踏まえ、家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。(弱毒タイプのウイルスも念頭に、すべての採卵鶏農場についてサーベイランスを実施する。)(農林水産省、厚生労働省)
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。(農林水産省)

- ・ ヒトの高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握する。（厚生労働省）
- ・ 日本に飛来する渡り鳥及び野鳥（留鳥）における鳥インフルエンザウイルス保有調査を実施する。（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省）

## 予防と封じ込め

### [家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 都道府県に対して、感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）について助言することにより、感染拡大を防止する。（農林水産省）
- ・ 都道府県に対して、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な支援及び要請を行う。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する。（農林水産省）
- ・ 発生確認後速やかに感染経路究明チームを立ち上げ、感染源・感染経路に係る調査を開始する。（農林水産省）
- ・ 防疫措置に伴い、都道府県警察は必要に応じて周辺地域において警戒活動等を行う。（警察庁）
- ・ 被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要があり、都道府県等による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。（防衛省）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、家きん用の備蓄ワクチンを使用する。（農林水産省）

### [輸入動物対策]

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生国・地域からの生きた鳥類、家きん肉等の輸入を停止する。（農林水産省、厚生労働省）

- ・ 輸入可能な国・地域からの鳥類・家きん肉の輸入に関しては、高病原性鳥インフルエンザに係る無病証明等を輸出国衛生証明書により確認するとともに、家きん・家きん肉は検疫を実施し、侵入を防止する。（農林水産省、厚生労働省）

## [その他]

- ・ 学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（文部科学省、厚生労働省、農林水産省）

---

**抗インフルエンザウイルス薬**

---

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生農場における従業員及び感染家きん等の殺処分に従事する者の健康管理、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性について助言を行う。（厚生労働省）

---

**ワクチン**

---

## [開発・生産体制]

- ・ ワクチン製造業者とプレパンデミックワクチン生産計画を検討する。（厚生労働省）

## [生産体制]

- ・ ワクチン製造用ウイルス候補株を国立感染症研究所及びワクチン製造業者において作成する。（厚生労働省）

## [国際間の連携（協力・協調）]

- ・ ウイルス検体の、国際機関（WHO、OIEなど）や希望国への供与を考慮する。（外務省、厚生労働省）

---

**医療**

---

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生農場における従業員及び家きん類の殺処分に従事する者の健康管理、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性について助言を行う。（厚生労働省）

## 情報提供・共有

- ・ 発生自治体と連携し、国内の対応措置、ウイルスに関する事等について、適宜、メディア等へ情報提供する。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ 日本人学校で、家きんを飼養している者に対して野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（文部科学省）